

【基準適用面積一覧】建築物移動等円滑化基準面積早見表

条例で追加した用途・基準			令和4年10月1日施行																	
特別特定建築物	学校				病院	診療所	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	集会場又は公会堂	展示場	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	ホテル又は旅館	事務所		共同住宅、寄宿舎又は下宿	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（左記以外のもの）、保育所	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	備考		
	特別支援学校	公立小中学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校を除く	各種学校・専修学校								事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公庁							
★ 基準に係る適用規模[単位㎡]	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	200㎡ かつ10 室 (以下 ■)	1000	0	3F以上、か つ500㎡以 上1000㎡以 下又は 1000㎡以上 (以下▲)	0	0	0	※1		
一般基準	11	廊下等	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	12	階段	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	13	傾斜路	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	16	廊下、階段(両側手すり)、傾斜路(弱視者への配慮)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0	0	0	
	17	トイレ(弱視者への配慮)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	14・17	車いす使用者トイレ	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	17-1-5	大型ベッド	0				0		1000	1000		1000	1000	※2						※2
	14	オストメイト用設備(簡易型を含む)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	17-4	オストメイト用設備(簡易型不可)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	0	1000	1000	1000	1000	
	17-2-1	便所(ベビーチェア)					0	1000	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	17-2-2	便所(ベビーベッド)					0		1000	500		2000	1000	※2						※2
	17-2-3	一般便所(オストメイト、ベビーベッド)					1000		1000	1000		2000	2000	※2						※2
	17-2-4	一般便所(車椅子簡易型便房)					1000		1000	1000		2000	2000	※2 ※3						※2 ※3
	17	便所(火災警報装置)	1000				1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	※4	1000		1000	1000	1000	※4
	15・18	ホテル旅館の客室(車いす使用者用客室・聴覚障がい者用客室)												25室以上						
	18-2-4	ホテル旅館の客室(トランプの設置)												25室以上						
	16	敷地内の通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	17・18の2	駐車場	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	15・18の2	駐車場(屋根)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	0	2000	2000	2000	2000	
	18の3	浴室又はシャワー室	0				0	100						200㎡ かつ 10室 ※5			0		0	※5
	19	標識(昇降機、便所、駐車場)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	20	案内設備	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	21の2	案内設備(電光掲示板)												0						
	21の3	視覚障害者移動等円滑化経路(案内設備までの経路)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0		0	
	21の3	視覚障害者移動等円滑化経路(道の点字ブロックと接続)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0		0	

※1 バリアフリー法の適用面積は 2000 ㎡以上(公衆便所は 50 ㎡以上)

※2 宿泊者以外の利用施設のある旅館又はホテルの場合

※3 車いすで利用可能な便房 130 cm × 200 cm等

※4 共用部のみ

※5 共用浴場のみ

		特別特定建築物	用途													備考					
			テ			ト		ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ		ハ	ヒ		フ	ヘ	ホ	マ	ミ
			体育館等 の場 を 除 き 、 か つ 企 業 の 福 利 厚 生 施 設 の 者 を 除 く に 限 る 。若 し は ポ ー リ ン グ 場	特定 運 動 施 設 （ 体 育 館 、 水 泳 場 、 ポ ー リ ン グ 場 ）	遊 技 場	博 物 館 、 美 術 館 又 は 図 書 館	公 衆 浴 場	飲 食 店	ク リ ー ニ ン グ 取 次 店 、 質 屋 、 貸 衣 装 屋 、 そ の 他 こ れ ら に 類 す る サ ー ビ ス 業 を 営 む 店 舗	理 美 容 院	郵 便 局 ・ 銀 行	自 動 車 教 習 所 、 職 業 訓 練 校	自 動 車 の 停 留 又 は 駐 車 の た め の 施 設 （ 一 般 公 共 の 用 に 供 さ れ る も の に 限 る 。）	車 両 の 停 車 場 又 は 船 舶 若 し は 航 空 機 の 発 着 場 を 構 成 す る 建 築 物 で 旅 客 の 乗 降 又 は 待 合 い の 場 を 構 成 す る も の	公 衆 便 所		公 共 用 歩 道	複 合 用 途 建 築 物			
★	基準に係る適用規模[単位㎡]		0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	※1			
一般 基 準	1	令11 廊下等	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000				
	2	令12 階 段	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000				
	3	令13 傾斜路	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000				
	4	条16 廊下、階段(両側手すり)、傾斜路(弱視者への配慮)	0		1000	0	500	100	50	100	100		0	1000	0	1000	1000				
	5	条17 トイレ(弱視者への配慮)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000				
	6	令14・条17 車いす使用者トイレ	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000				
	7	条17-1-5 大型ベッド	1000		1000	1000							0		0						
	8	令14 オストメイト用設備(簡易型を含む)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000				
	9	条17-4 オストメイト用設備(簡易型不可)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	0	1000	1000				
	10	条17-2-1 便所(ベビーチェア)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000				
	11	条17-2-2 便所(ベビーベッド)	1000		1000	500							0		0						
	12	条17-2-3 一般便所(オストメイト、ベビーベッド)	1000		1000	1000							0								
	13	条17-2-4 一般便所(車椅子簡易型便房)	1000		1000	1000							0					※3			
	14	条17 便所(火災警報装置)	1000		1000	1000	1000						1000								
	15	令15・条18 ホテル旅館の客室(車いす使用者用客室・聴覚障がい者用客室)																			
	16	条18-2-4 ホテル旅館の客室(パトランプの設置)																			
	17	令16 敷地内の通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	18	令17・条18の2 駐車場	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	50	1000	1000				
	19	令15・条18の2 駐車場(屋根)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	50	2000	2000				
	20	条18の3 浴室又はシャワー室					500														
	21	令19 標識(昇降機、便所、駐車場)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000				
	22	令20 案内設備	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000				
	23	条21の2 案内設備(電光掲示板)											2000								
	24	令21 視覚障害者移動等円滑化経路(案内設備までの経路)	0		1000	0	500	100	50	100	100		0	1000	0	1000	1000				
	25	条21の3 視覚障害者移動等円滑化経路(道の点字ブロックと接続)	0		1000	0	500	100	50	100	100		0	1000	0	1000	1000				

※1 バリアフリー法の適用面積は2000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)

※3 車いすで利用可能な便房(130cm×200cm等)

			ツ		ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	備考
			のに 限る。 若しくは ポールの 用に限る	のに 限る。 若しくは ポールの 用に限る														
特別特定建築物			0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	※1
★	基準に係る適用規模[単位㎡]		0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	※1
26	令18-1	経路全般 (段差解消、エレベーター等を設置)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	※8
27	令18-2 条19-2-1	出入口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1000	
28	条19-2-1	出入口 (音声誘導)	1000 ※7			1000					1000		0					※7
29	条19-2-1	主要出入口 (自動扉又は引戸)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	
30	令18-2 条19-2-2	廊下等	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	
31	条19-2-2	廊下等 (託児施設)	1000		1000													
32	条19-2-2	廊下等 (授乳施設)	1000		1000	1000							1000					
33	条19-2-2	廊下等 (休憩スペース)	5000		5000	5000							5000					
34	令18-2	傾斜路	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	
35	条19-2-3	駐車場	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	
36	令18-2 条19-2	バリアフリー対応 エレベーター	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	0	1000	1000	※6
37	条19-2-4	エレベーター (火災時管制運転 装置)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	
38	令18-2	特殊な昇降機	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	
39	令18-2	敷地内通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1000	

※1 バリアフリー法の適用面積は2000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)
 ※6 左記面積規模以上の場合に施行令第18条第2項第5号、条例第19条第1項第3号の規定を適用
 ※7 体育館・水泳場のみ
 ※8 ただし、1階でも2階以上でも同じサービスが受けられる場合に限り500㎡未満であれば免除(条19)